

## よくあるご質問（申請について）

令和3年8月25日

### 【1 申請について】

- Q 1-1. 自分が給付金の対象となるか分からないのですが。
- Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？
- Q 1-3. 給付金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？
- Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

### 【2 「様式1 給付金申請書」について】

- Q 2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？
- Q 2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？
- Q 2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

### 【3 「様式2 誓約書」について】

- Q 3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

### 【4 添付書類について】

- Q 4-1. (1) 営業活動を行っていることがわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-2. (1) ①売上台帳とは具体的にどのようなものですか？
- Q 4-3. (1) ①売上台帳はいつのものが必要になりますか？
- Q 4-4. (1) ③本人確認書類の添付は1点でよいですか？
- Q 4-5. (1) ③本人確認書類として、住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？
- Q 4-6. (3) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？
- Q 4-7. (3) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

### 【5 その他】

- Q 5-1. 以前に「富山県事業持続化・地域再生支援金」やその他助成金を申請しましたが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか。
- Q 5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？
- Q 5-3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？
- Q 5-4. 「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受ける予定ですが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか。

## 【1 申請について】

Q 1-1. 自分が給付金の対象となるか分からないのですが。

A. 申請受付要項の「2 給付金の支給対象事業者」及び「5 申請要件」をご確認願います。

なお、給付金に関する問合せは、以下のコールセンターで受付しております。(電話のみ)

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903 受付時間：午前9時～午後5時

Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？

A. 富山県ホームページからダウンロードできるほか、各市町村や商工団体等で配付します。

Q 1-3. 給付金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。10月29日(金)【当日消印有効】までに申請書をご提出いただければ給付金の支給対象となります。

Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は受付しません。

## 【2 「様式1 給付金申請書」について】

Q 2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？

A. 自宅の住所を記載してください。

**Q 2 - 2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？**

A. 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。

(法人番号公表サイト」 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

**Q 2 - 3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？**

A. 金融機関コードや支店コードは、通帳や金融機関ホームページ等で確認することができます。なお、不明な場合は、空白でも構いません。

**Q 2 - 4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？**

A. いずれか一方のみ記載で構いませんが、提出書類に不備があった場合等に連絡することがあるので、連絡をとれる番号を記載してください。

**Q 2 - 5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？**

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

### **【3 「様式2 誓約書」について】**

**Q 3 - 1. 誓約書は押印が必要ですか？**

A. いいえ、必要ありません。ただし、必ず様式2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者氏名欄は、必ず自署でお願いします。

## 【4 添付書類について】

### Q 4 - 1. (1) 営業活動を行っていることがわかる書類とはどのようなものですか？

A. 昨年又は一昨年と今年8月又は9月の売上台帳の写し、直近の事業年度の確定申告の写しなどです。

### Q 4 - 2. (1) ①売上台帳とは具体的にどのようなものですか？

A. 対象月の収入額（合計額）がわかるものを提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額を確認できる資料を提出してください。（「令和2年8月」「令和3年8月」や「合計●円」が明確に記載されている等）

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる売上月（対象月）を記載してください。

※対象月の【売上額】の【合計】を記載してください。

※売上額が0円の場合は、【対象月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

### Q 4 - 3. (1) ①売上台帳はいつのものが必要になりますか？

A. 下記の（1）～（3）の中から、いずれかをご提出ください。

- （1）8月の売上を比較する場合、令和2年又は令和元年8月及び令和3年8月の売上台帳等の写し
- （2）9月の売上を比較する場合、令和2年又は令和元年9月及び令和3年9月の売上台帳等の写し
- （3）令和2年9月2以降に創業した場合、令和2年10月～令和3年8月のいずれかの1月及び令和3年8月又は9月の売上台帳等の写し

**Q 4 - 4. (1) ③本人確認書類の添付は1点でよいですか？**

A. 下記の(1)～(3)をお持ちの場合は、いずれか1点を添付してください。

(1) 運転免許証の写し(裏面記載がある場合は、裏面も写しを添付。)

(2) パスポートの写し(顔写真記載と所持人記入欄のページの写し。)

(3) マイナンバーカードの写し(表面の写しを添付。マイナンバーの記載がある裏面の写しは不要)

(1)～(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点(計2点)の添付が必要です。

ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳(氏名の記載のあるページ)

イ 住民票、公共料金(電気・水道)の領収書、国税・地方税の領収書

例:ア 健康保険証の写し+ イ 住民票の写し

ア 年金手帳の写し + イ 電気料金の領収書の写しなど

**Q 4 - 5. (1) ③本人確認書類として、住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？**

A. 発行から3カ月以内の住民票(原本)を添付してください。

**Q 4 - 6. (3) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？**

A. 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページの写しをコピーいただき、様式3に貼り付けて提出してください。

**Q 4 - 7. (3) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？**

A. 金融機関から発行される当座勘定照合表など、振込先情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)のわかる書類の写しを添付ください。

## 【5 その他】

Q5-1. 以前に「富山県事業持続化・地域再生支援金」やその他助成金を申請しましたが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか？

A. 本給付金の申請受付要項に定める支給対象者に該当する場合、申請いただけます。

Q5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？

A. 必ず提出してください。

Q5-3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 郵送又はオンラインで受付をしています。郵送の場合は、特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。また、送料は申請者側でご負担いただきます。

なお、料金不足の場合は、受付せず返送します。その結果、再申請が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんので、ご注意ください。

Q5-4. 運転代行業とともにタクシー事業を行っており、別途「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受ける予定ですが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか？

A. タクシー事業において、「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の運転代行業者は対象外となるため、申請はできません。